

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退 (同) 一
- 認証食品の認証 (食産業振興課) 一
- 道路の区域変更(二件) (道路課) 二
- 道路の供用開始(二件) (同) 二
- 土地区画整理組合の理事についての届出 (都市計画課) 二
- 都市計画事業の事業計画変更の認可 (下水道課) 三
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (仙台地方振興事務所) 三
- 宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令 (教育委員会) 四
- 地方機関等文書規程の一部を改正する訓令 (選挙管理委員会) 四
- 宮城県海区漁業調整委員会委員の解職請求に要する者の数 四
- 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正 四
- 宮城県公報第八百二十九号中 四
- 宮城県公報第八百二十九号中 四

告 示

○宮城県告示第千五百十号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サ

ピ入事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一四〇〇二二	事業所の名称及び所在地 障害者日中活動支援施設 ぎんの星 東松島市矢本字太子 前三百二十四番地三	指定障害福祉サービスの種類 生活介護 就労継続支援B型	設置者名 社会福祉法人 矢本愛育会	指定年月日 平成二十三年 一月一日
-------------------	--	-----------------------------------	-------------------------	-------------------------

○宮城県告示第千五百十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一四〇〇二二	事業所の名称及び所在地 ぎんの星 東松島市矢本字太子前三百二十四番地三	設置者名 社会福祉法人 矢本愛育会	辞退年月日 平成二十二年 十二月三十一日
-------------------	---	-------------------------	----------------------------

○宮城県告示第千五百十二号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六條第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十二年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名 又は名称	製造業者の名称 又は屋号	製造所等の所在地
百三	農産物漬	近藤農産 代表 近藤健悦	近藤農産	登米市南方町太田一・三五
百八十	ちつきも	近藤農産 代表 近藤健悦	有限会社田尻もち工房 ふつくら	大崎市田尻通木字中崎二五

二 認証年月日

平成二十二年十二月八日

○宮城県告示第千五百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百四十六号
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	
	前A	後B
気仙沼市本吉町津谷桜子一五八番一地先から 同市本吉町津谷長根八六番二地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
	敷地の延長 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	七・二丁 三五・一	一〇・五丁 一〇八・四
	二、八八・七	二、八七九・〇

○宮城県告示第千五百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 清水浜志津川港線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	
	前	後
本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢三二九番一 地先から	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
	敷地の延長 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	四・〇〇六・一	七〇・四

一同郡同町志津川字蒲の沢三二九番七地先まで

後	四・七・七・七	七〇・四
---	---------	------

○宮城県告示第千五百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	二百八十四号	気仙沼市前木八〇番一地先から 同市名木沢一番一地先まで	平成二十二年 十二月二十一日

○宮城県告示第千五百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	本吉室根線	気仙沼市本吉町中川内一〇〇番地先から 同市本吉町中川内二五番地先まで	平成二十二年 十二月二十一日

○宮城県告示第千五百五十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十二年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市三色吉南土地区画整理組合

二 事務所の所在地

岩沼市三色吉字鶴五番地の一

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

佐藤 照雄 岩沼市三色吉字懐九十番地

○宮城県告示第千五百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

丸森町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

丸森都市計画下水道事業

2 名称

丸森町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和六十一年一月十日から平成二十三年三月三十一日まで」を、「昭和六十一年一月十日から平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第千五百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、宮城県松島町手樽土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十二年十二月二十一日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 土 井

敏

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十二年十二月三日	林 政勝	宮城県松島町磯崎字磯崎二十	理事
平成二十二年十二月三日	高橋利徳	宮城県松島町磯崎字磯崎四・十五	理事
平成二十二年十二月三日	渋谷 啓	宮城県松島町磯崎字磯崎十一	理事
平成二十二年十二月三日	梅森 正孝	宮城県松島町手樽字荒田十一	理事
平成二十二年十二月三日	高橋 久	宮城県松島町手樽字宮田三十二	理事
平成二十二年十二月三日	齋藤 貫一	宮城県松島町手樽字元手樽二十八	理事
平成二十二年十二月三日	宮澤 善克	宮城県松島町手樽字脇沢二十・一	理事
平成二十二年十二月三日	高橋 幸彦	二 宮城県松島町磯崎字磯崎九十一・十	監事
平成二十二年十二月三日	丹野 公輝	宮城県松島町手樽字名籠二十四	監事
平成二十二年十二月三日	樋口 敏夫	宮城県松島町手樽字元手樽三十四	監事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十二年十二月二日	林 政勝	宮城県松島町磯崎字磯崎二十	理事
平成二十二年十二月二日	高橋 幸彦	二 宮城県松島町磯崎字磯崎九十一・十	理事
平成二十二年十二月二日	大山 十蔵	宮城県松島町手樽字七十里十八	理事
平成二十二年十二月二日	高橋 菊男	二 宮城県松島町手樽字元手樽二十二・	理事
平成二十二年十二月二日	高橋 利徳	宮城県松島町磯崎字磯崎四・十五	理事

平成二十二年十二月二日	樋口 勇男	宮城郡松島町手樽字茨崎十	理事
平成二十二年十二月二日	樋口 靖夫	宮城郡松島町手樽字茨崎三十七・四	理事
平成二十二年十二月二日	亀山 久夫	宮城郡松島町手樽字鶴の島二十八	監事
平成二十二年十二月二日	渋谷 啓	宮城郡松島町磯崎字磯崎十一	監事
平成二十二年十二月二日	丹野 公輝	宮城郡松島町手樽字名籠二十四	監事

教育委員会

○宮城県教育委員会訓令第十三号

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十一日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁本庁文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号中「常用漢字表（昭和五十六年内閣告示第一号）」を「常用漢字表（平成二十二年内閣告示第二号）」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

宮城県教育委員会訓令甲第十四号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十一日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

地方機関等文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。第十五条第二号中「常用漢字表（昭和五十六年内閣告示第一号）」を「常用漢字表（平成二十二年

内閣告示第二号）」に改める。

別表中「宮城県鷺沢工業高等学校 鷺工」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第四百十一号

平成二十二年十二月五日現在における漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による宮城海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりである。

平成二十二年十二月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

三分の一の数 一、五八五

○宮選管告示第四百十二号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

岩沼市南児童館の項を削る。

正 誤

○宮城県公報第八百三十九号（平成九年三月二十八日付け）中

ページ 段	行	正	誤
一五	下 後ろか	昭和六十一年一月十日	昭和六十一年三月三十一日

○宮城県公報第八百八十八号（平成十年十一月二十四日付け）中

ページ 段	行	正	誤
六	上 後ろか	及び	、平成九年宮城県告示第四百五十

六

上

ら
二
一
後
ろ
か

事
業
地

七号及び

事業地のうち、丸森町字田町北
同字田町南、同字高畑、同字町東、
同字町西、同字山崎前、同字花田、
同字片岸、同字雁歌、同字除北
同字除南、館矢間館山字巻河原、
同字塚合、同字北妻、同字薬師堂、
同字直州、同字西、同字東玉川、
同字町西、同字玉川、同字長内、
同字中道、同字西原、館矢間木沼
字木沼町